

(証券コード:3113)

2020年6月2日

株 主 各 位

東京都港区赤坂八丁目10番24号

O a k キャピタル株式会社

代表取締役 竹 井 博 康

第159期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第159期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.net-vote.com/>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態に関わらず、当日のご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時（午前9時受付開始）

2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号

都市センターホテル（日本都市センター会館内）3階

コスモスホール I

※本年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年よりも大幅に座席数を減らし、間隔を空けた配置とさせていただきます。会場が満席になった場合は、ご入場をお断りせざるを得ない場合がございますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況次第で、やむなく会場や開始時刻が急遽変更となる可能性がございます。その折は、当社ウェブサイト（<https://www.oakcapital.jp>）にてお知らせいたしますので、ご来場いただく場合でも、事前に当社ウェブサイトをご確認くださいようお願い申し上げます。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第159期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第159期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.oakcapital.jp>) に掲載させていただきます。

【株主様へのお願い】

- ・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により本株主総会の運営を大きく変更する場合がございます。その際は当社ウェブサイト (<https://www.oakcapital.jp>) にてお知らせいたしますので、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけインターネットにより議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のための消毒液を配備いたします（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又はタブレットから当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>

2. インターネットによる議決権行使方法について

〔パソコンをご利用の方〕

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従つて議案の賛否をご入力ください。

〔スマートフォンをご利用の方〕

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権を行使いただくことができます。

なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従つて議案の賛否をご入力ください。

（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

4. ログインID及びパスワードのお取扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

5. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

(添付書類)

事業報告

〔 2019年4月1日から
2020年3月31日まで 〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の国内株式市場は、米中通商交渉の進展や英国のEU離脱をめぐる不透明感が後退したことなどから、穏やかな回復基調にあったものの、新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済の停滞に伴い、景気の先行き不透明感が一段と強くなりました。

この様な状況下で、当社は投資先企業への経営戦略及び成長戦略の支援や企業IRのコンサルティングなど、企業価値向上に向けた様々な取り組みを実施してまいりました。しかしながら、コロナショックによる株式市場の歴史的な急落が発生したこともあり、保有株式の一部の株価下落により売却損の計上と減損処理を行いました。

当社の中核事業である投資銀行分野は、将来予測が極めて困難な時代において、これまで以上に、上場企業による企業価値経営への意識の高まりや想定外のビジネスリスクを回避する目的などから、事業の成長のみならず、事業継続を強く意識した企業活動がより活発化してくるものと思われまます。

当社のエクイティファイナンスの引受けと成長戦略の組み合わせによる当社提案の優位性を活かし、投資対象企業を拡大するとともに投資テーマを広げ、新規投資案件獲得に積極的に取り組んでまいります。

また、持続的な成長と安定した収益構造を併せて構築するため、事業構造のイノベーションを推進し、投資銀行と証券、アセットマネジメント、ブランド投資の4つの分野で展開し、社会から求められ、信頼される金融事業グループを目指してまいります。

以上の結果、当期の連結業績は、当期よりスターリング証券株式会社及び株式会社ノースエナジーが連結対象となり、営業収入（売上高）40億64百万円（前期比82.2%増）、営業損失16億60百万円（前期は営業損失9億6百万円）、経常損失18億90百万円（前期は経常損失9億57百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失17億94百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失9億79百万円）となりました。

個別業績は、営業収入（売上高）4億21百万円（前期比80.6%減）、営業損失15億40百万円（前期は営業損失8億63百万円）、経常損失16億79百万円（前期は経常損失7億57百万円）、当期純損失15億11百万円（前期は当期純損失10億71百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、投資銀行事業、証券事業、アセットマネジメント事業の3金融事業を中核事業とし、時代の移り変わりにも柔軟に対応できる金融事業グループを目指し、イノベーションを継続してまいります。

① 投資銀行事業

投資銀行業務は、企業とあらゆるリスクを共有し、経営及び事業課題の解決と成長実現並びに企業価値向上を実現してまいります。当社は企業の経営戦略や事業戦略に必要な成長シナリオの策定を行い、エクイティファイナンスの引受け・M&A資金・事業再生を行うためのイノベーション資金などの調達を支援します。また、財務戦略アドバイザー、企業買収のM&Aアドバイザー、IR戦略など、企業のパートナーとしてサポートを展開してまいります。

② 証券事業

あらゆる投資家のニーズに応えるべく、これまでのノウハウやネットワークを最大限活用し、投資家の求める質の高い金融商品の開発、安定した運用商品の提供を展開してまいります。企業及び投資家向けには、IPO投資ファンド・成長株投資ファンドなどの各種投資ファンドの組成・運用業務、新興企業・中堅上場企業向けには、エクイティファイナンスによる資金調達アドバイザー業務、個人向けにはFX・商品CFD・証券CFD取引サービスなど資金運用サポート業務を展開してまいります。

③ アセットマネジメント事業

資産運用市場において、個人投資家・機関投資家・金融機関向けに、自然エネルギー発電所、各種動産や運用不動産など魅力的な投資運用商品の企画から開発及び運営管理まで多様なポートフォリオの形成を提供してまいります。また、投資家ニーズにマッチした資産運用スキームの組成や、事業会社向けの保有資産の有効活用、目的別投資運用ファンドの組成など、国内外で広く投資機会の創出を目指してまいります。

上記の課題に適切に対処することにより、事業の更なる発展に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、今後一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第156期 (2017年3月期)	第157期 (2018年3月期)	第158期 (2019年3月期)	第159期(当期) (2020年3月期)
売上高(千円)	8,958,343	5,654,512	2,230,477	4,064,317
経常利益(千円)	815,709	1,154,498	△957,818	△1,890,441
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	885,799	886,059	△979,138	△1,794,917
1株当たり当期純利益(円)	16.51	16.52	△18.25	△33.46
総資産(千円)	8,362,633	9,860,397	8,498,679	8,891,388
純資産(千円)	8,065,280	9,320,278	7,439,335	5,628,844

- (注) 1. △印は損失を示しております。
2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 第156期におきましては、投資先企業に対する成長支援等の成果により、増収・増益となりました。
4. 第157期におきましては、投資先企業の株価上昇等による投資収益率の増加により、減収ではあったものの増益となりました。
5. 第158期におきましては、国内株式市場の低迷などから、投資回収を手控える結果となり、大幅な減収減益となりました。
6. 当期の状況につきましては、前記(1)「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第156期 (2017年3月期)	第157期 (2018年3月期)	第158期 (2019年3月期)	第159期(当期) (2020年3月期)
売上高(千円)	8,958,343	5,654,512	2,174,827	421,431
経常利益(千円)	937,847	1,380,591	△757,291	△1,679,820
当期純利益(千円)	1,007,938	1,112,151	△1,071,868	△1,511,390
1株当たり当期純利益(円)	18.79	20.73	△19.98	△28.18
総資産(千円)	8,595,983	10,264,458	8,109,016	6,338,077
純資産(千円)	8,345,774	9,820,192	7,879,639	6,135,885

- (注) 1. △印は損失を示しております。
2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の議決権比率	主要な事業内容
OAK HAWAII RESORT & GOLF, INC.	10,000米ドル	100.0%	金融事業
O a k キャピタルインベストメント株式会社	10,000千円	100.0%	投資業務に関する企画・立案（金融事業）
スターリング証券株式会社（注）1	498,000千円	100.0%	金融商品取引業（金融事業）
株式会社ノースエナジー（注）2	25,000千円	57.0%	アセットマネジメント事業（金融事業）

- (注) 1. 2019年4月1日付で、商号を東岳証券株式会社からスターリング証券株式会社に変更しております。
2. 従来、当社の主たる営業目的である投資育成を目的としていたため議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としておりませんでした。2019年4月2日の当社取締役会決議により、当社グループの傘下に入れることを決定したため、連結子会社といたしました。
3. 株式会社クリスタは、重要性が低下したため、重要な子会社から除外いたしました。

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社の主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業セグメント	事業の内容
金融事業	投資銀行事業（エクイティファイナンス投資、ブランド投資）証券事業、アセットマネジメント事業
その他の事業	コミュニティFM放送事業

(8) 主要な事業所（2020年3月31日現在）

会社名	主要な事業所
当社	(本社) 東京都港区
スターリング証券株式会社	(本社) 東京都千代田区
株式会社ノースエナジー	(本社) 北海道札幌市

(9) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
金融事業	67名	45名増
その他の事業	5名	1名減
全社（共通）	12名	2名増
合計	84名	46名増

(注) 使用人数が前期末と比べて、46名増加した主な理由は、当期において株式会社ノースエナジー及び軽井沢エフエム放送株式会社を連結子会社化したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
16名	1名増

(10) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社北海道銀行	692,872千円
株式会社日本政策金融公庫	364,850千円
株式会社新生銀行	300,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 53,675,037株（自己株式39,888株を含む。）
- (3) 株主数 23,249名（前期末比768名減）
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
竹井博康	1,909千株	3.56%
山崎光博	1,635	3.05
協和青果株式会社	1,160	2.16
星川輝	1,050	1.96
木村正明	878	1.64
御所野侃	660	1.23
畑中章孝	550	1.03
株式会社SBI証券	443	0.83
白石和弘	360	0.67
吉澤英和	350	0.65

（注）持株比率は、自己株式（39,888株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) 現に発行している新株予約権（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
竹井博康	代表取締役会長兼CEO	クリストフルジャパン株式会社代表取締役会長 OAK HAWAII RESORT & GOLF, INC. 代表取締役
秋田勉	取締役 (管理本部長)	軽井沢エフエム放送株式会社代表取締役
槇野冬樹	取締役	Oakキャピタルインベストメント株式会社代表取締役
尾関友保	取締役	株式会社エムエフアイジャパン代表取締役
宇田好文	取締役	株式会社ブロードウェイ・パートナーズ代表取締役 北野建設株式会社社外取締役 株式会社フライトホールディングス社外取締役
高橋英也	常勤監査役	
坂井眞	監査役	弁護士 株式会社デジタルガレージ社外取締役・監査等委員
廣瀬元亮	監査役	
上野園美	監査役	弁護士 公認会計士

- (注) 1. 尾関友保及び宇田好文の両氏は、社外取締役であります。
2. 坂井眞、廣瀬元亮及び上野園美の3氏は、社外監査役であります。
3. 尾関友保、宇田好文、坂井眞及び上野園美の4氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
4. 高橋英也氏は、永らく当社の管理部門、経理部門において財務及び会計に関する業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 尾関友保、宇田好文、高橋英也、坂井眞、廣瀬元亮及び上野園美の6氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	122,600千円 (14,600千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	27,200千円 (19,200千円)
合 計	9名	149,800千円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額(使用人分給与は含まない。)は年額480,000千円(うち社外取締役年間報酬限度額80,000千円)であります。(2017年6月28日開催の第156期定時株主総会決議)また、取締役のストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額は別枠で年額80,000千円(うち社外取締役について20,000千円)であります。(2010年6月29日開催の第149期定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額96,000千円(うち社外監査役年間報酬限度額72,000千円)であります。(2017年6月28日開催の第156期定時株主総会決議)また、監査役のストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額は別枠で年額40,000千円(うち社外監査役について20,000千円)であります。(2010年6月29日開催の第149期定時株主総会決議)

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 尾関友保

- i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
株式会社エムエフアイジャパンの代表取締役を兼任しております。当該会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- iii 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係
該当事項はありません。
- iv 当事業年度における主な活動内容
任期内の取締役会11回開催中11回(100%)出席し、適宜、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。

② 取締役 宇田好文

- i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
株式会社ブロードウェイ・パートナーズの代表取締役を兼任しております。当該会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
北野建設株式会社及び株式会社フライトホールディングスの社外取締役を兼任しております。当該会社と当社との間には特別の関係はありません。
- iii 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係
該当事項はありません。
- iv 当事業年度における主な活動内容
任期内の取締役会11回開催中11回（100％）出席し、適宜、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。

③ 監査役 坂井眞

- i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
株式会社デジタルガレージの社外取締役・監査等委員を兼任しております。当該会社と当社との間には特別の関係はありません。
- iii 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係
該当事項はありません。
- iv 当事業年度における主な活動内容
任期内の取締役会は11回開催中11回（100％）出席し、監査役会は10回開催中10回（100％）出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

④ 監査役 廣瀬元亮

- i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- iii 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係
当社代表取締役竹井博康の叔父であります。
- iv 当事業年度における主な活動内容
任期内の取締役会は11回開催中11回（100％）出席し、監査役会は10回開催中10回（100％）出席し、適宜、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

⑤ 監査役 上野園美

- i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- iii 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係
該当事項はありません。
- iv 当事業年度における主な活動内容
任期内の取締役会は11回開催中11回（100％）出席し、監査役会は10回開催中10回（100％）出席し、弁護士及び公認会計士としての専門的見地から、適宜、取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び理由を報告いたします。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である株式会社ノースエナジーは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下、(4)及び(5)において「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役は、内部統制管理責任者として、内部統制構築にかかわる全責任を負うとともに、当社並びにその子会社（以下「当社グループ」という。）の全役職員に対し企業倫理の遵守を継続的に行うよう徹底を図る。
- ② 取締役は、経営理念を率先垂範し、社員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先する企業風土を醸成する。
- ③ 当社は、「取締役会規則」に基づき、原則として月1回の定例取締役会と必要に応じ臨時取締役会を開催し、取締役は他の取締役の職務執行の監督を行う。
- ④ 当社は、監査役会設置会社であり、監査役は、監査に関する規程、監査役会で定めた監査方針及び監査計画に基づき、取締役会への出席、職務執行状況の調査などを通じ、法令遵守体制、リスク管理体制、財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制について、取締役が適切に構築し運用しているかを監査し、必要に応じ改善を助言又は勧告する。
- ⑤ 当社は、コンプライアンス関連規程、規則等を定め、当社グループの全役職員が法令及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とするとともに、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設けコンプライアンス体制の構築、整備及び問題点の把握・解決を図る。
- ⑥ 当社は、当社グループの事業活動又は取締役及び社員のコンプライアンス上の違反行為あるいは疑義のある行為が行われ、又は行われようとしていることに取締役及び社員が気づいた際の通報体制として、社外の通報窓口の設置も含めて、個人が直接通報を行うことのできる手段を構築し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付けるとともに、通報者のプライバシー保護を徹底した運用を行い、通報内容を秘守する等、通報者に対して、不利益な扱いを行わないものとする。
- ⑦ 当社は、「コンプライアンスマニュアル」、「反社会的勢力対応規程」に基づき、警察、顧問弁護士等との連携により、市民生活の秩序又は安全に脅威を与える反

社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断する。

- ⑧ 当社は、職務分掌に関する規程等に基づき、職務の執行について責任と範囲を明確に定める。
- ⑨ 当社は、「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程」を定め、未公表情報を厳格に取り扱い、インサイダー取引等の防止を図る。
- ⑩ 当社は、業務執行部門から独立した内部監査業務を専任所管する内部監査室を設け、専任者を配置する。専任者は、年度監査計画に基づき当社グループにおいて監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うとともに、内部監査結果を代表取締役様に報告を行い、併せて取締役会及び監査役へも報告する。
- ⑪ 当社は、内部監査室からの内部監査結果を受け、代表取締役の指示に従い不備の改善及び開示すべき重要な不備の是正を行う。
- ⑫ 当社は、金融商品取引法及びその他の法令への適合も含め、「コンプライアンスの遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備し、業務の改善を図る。なお、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」については別途これを定める。
- ⑬ 当社は、会社情報の開示について、「情報開示規程」、その他関連規程において当社グループからの情報収集、開示書類の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、株主総会、取締役会及び経営会議の議事録を、法令及び関連規程に従い作成し、適切に保存、管理する。
- ② 当社は、「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存を行う。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。
- ③ 当社は、情報セキュリティに関する基本方針、規程を定め、各種情報資産への脅威が生じないよう適切な保護対策を実施する。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループの事業活動において想定される各種リスクにかかわる適切な評価・管理体制を構築する。また、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント推進に係る課題、対策を協議・決定し、当社グループ全体のリスクを総括的・網羅的に管

理する。

- ② 当社は、事業上のリスクとして、市場リスク・信用リスク・事務リスク・システムリスク・コンプライアンスリスク・情報関連リスク及び災害リスク等を認識し、個々のリスクに対するマニュアル等の整備及び見直しを行う。
- ③ 当社は、「危機管理細則」に基づき、不測の事態が発生した場合の対応を含む危機管理体制を整備し、有事には迅速かつ適正な対応を行い、損失・被害を防止し、損失を最小限にとどめる。

(4) 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、「取締役会規則」において、取締役会において付議すべき事項を定め、それらの付議事項について取締役会で決定する。また、併せて、決裁に関する「稟議決裁基準一覧表」にて、代表取締役等の決裁権限を定める。
- ② 当社は、代表取締役以下常勤取締役を主要メンバーとする経営会議を設け、取締役会が決定した経営の基本方針に基づき、経営全般にかかわる重要事項を協議・決定する。
- ③ 当社は、経営環境の変化に迅速に対応するとともに、経営の透明性を確保するため、執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定・監督機能と職務執行機能を分離する。
- ④ 当社の役員及び社員は、その専門機能に応じて子会社の経営効率の向上及び企業価値を高めるため、積極的に支援・指導・助言するものとする。

(5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社マネジメント規程」等の関連規程を定め、子会社に対し、重要事項について当社の事前承認を得ること及び経営状況を定期的に報告又は説明することを義務付ける。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助する特定の社員を置くことを求めた場合、取締役会で協議のうえ、その社員を定める。

(7) 当社の監査役の職務を補助する使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する特定の社員を置いた場合には、当該社員は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指揮命令にのみ従う。また、取締役からの独立性を確保するため、当該社員の人事異動、人事評価等については、事前に監査役と協議を行い決定する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会その他重要な決議の場に出席し報告を受ける。
- ② 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、稟議書その他業務執行に関する重要な書類・文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は社員にその説明を求めることができる。
- ③ 取締役及び社員は、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ④ 当社は、当社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員について、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び社員に周知徹底する。

(9) その他当社の監査役の実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役と相互の意思疎通を図るため、監査役と取締役間で随時会合を持つ。
- ② 取締役は、監査役の実効的に行えるよう、監査役との間で、情報の交換に努める。
- ③ 内部監査室は、監査役との間に定期的な会合を持ち効率的な監査を行うことが可能な環境を構築する。
- ④ 監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係る監査計画につき事前説明を受け、内部監査の実施状況についても適宜報告を受ける。また、監査役が必要と認めた場合には、業務改善案等を求めることができる。
- ⑤ 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図れる体制を構築する。
- ⑥ 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般に関する取組み

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況は、内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」については、内部監査室が独立評価を実施しております。

(2) コンプライアンスに関する取組み

当社は、年間のコンプライアンス行動計画を策定し、年4回以上開催されるコンプライアンス・リスクマネジメント委員会においてその進捗状況を確認しております。行動計画の中では、社内向けコンプライアンス研修も実施しております。また、「内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）」を設け、通報者の保護を図るとともに、問題の早期発見と改善に努めております。

(3) リスク管理に関する取組み

当社は、年間のリスクマネジメント実施計画を策定し、当社の経営に重大な影響を及ぼす事業リスクに対応するため、リスクの分類を行い、具体的なリスクの内容に対しリスクマネジメントの目標設定を行っております。また、四半期毎にコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を開催し、リスク対応に対するモニタリングを実施しております。

(4) 業務執行の適正及び効率性の確保に関する取組み

当社は、毎月開催を原則とする定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、業務執行の意思決定及びその監督を有効に行っております。また、取締役会は、常勤役員による「経営会議」や常勤役員及び執行役員による「投資委員会」に権限移譲を行い、重要事項に関し効率的な意思決定の仕組みを構築しております。

(5) 当社の関係会社における業務の適正の確保に関する取組み

当社の関係会社は、「関係会社マネジメント規程」に則り、定められた重要事項に関し承認申請、報告を行う体制としているほか、内部監査室が監査・指導を行っております。

(6) 監査役監査の実効性の確保に関する取組み

当社は、監査役会を設けており、原則として月1回開催のうえ監査に関する重要な事項の決議・報告・協議を行っております。また、監査役は各種会議への出席や稟議書等の閲覧により監査の実効性を確保しております。

備考

この事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,556,600	流動負債	2,100,072
現金及び預金	1,770,878	買掛金	378,959
売掛金	771,769	短期借入金	903,000
営業投資有価証券	1,067,017	1年内償還予定の社債	54,000
たな卸資産	491,406	1年内返済予定の長期借入金	116,164
預託金	149,352	受入保証金	136,474
その他	418,163	未払金	161,743
貸倒引当金	△111,988	未払法人税等	195,921
固定資産	4,323,008	預り金	15,639
有形固定資産	1,547,903	賞与引当金	600
建物及び構築物	73,159	店舗閉鎖損失引当金	5,000
機械装置及び運搬具	259,337	その他	132,569
工具、器具及び備品	31,943	固定負債	1,162,470
土地	1,166,081	社債	156,000
リース資産	7,552	長期借入金	347,398
建設仮勘定	9,827	繰延税金負債	5,380
無形固定資産	507,878	解体撤去引当金	58,100
のれん	502,100	退職給付に係る負債	97,819
その他	5,777	資産除去債務	17,114
投資その他の資産	2,267,226	その他	480,658
投資有価証券	640,294	負債合計	3,262,543
関係会社長期貸付金	922,270	(純資産の部)	
投資不動産	313,545	株主資本	5,749,422
その他	477,868	資本金	4,282,010
貸倒引当金	△86,753	資本剰余金	3,206,446
繰延資産	11,779	利益剰余金	△1,725,316
社債発行費	11,779	自己株式	△13,716
資産合計	8,891,388	その他の包括利益累計額	△321,521
		その他有価証券評価差額金	△331,711
		為替換算調整勘定	10,189
		非支配株主持分	200,943
		純資産合計	5,628,844
		負債及び純資産合計	8,891,388

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,064,317
売上原価		3,807,922
売上総利益		256,395
販売費及び一般管理費		1,916,766
営業損失		1,660,371
営業外収益		
受取利息	38,102	
受取保険金	38,516	
保険返戻金	22,600	
その他	12,803	112,023
営業外費用		
支払利息	12,153	
持分法による投資損失	155,553	
為替差損	42,589	
貸倒引当金繰入額	114,028	
その他	17,768	342,092
経常損失		1,890,441
特別利益		
固定資産売却益	350,336	
その他	686	351,023
特別損失		
固定資産売却損	10,263	
固定資産除却損	1,017	
投資有価証券評価損	31,588	
店舗閉鎖損失	5,838	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	5,000	
減損損失	622	54,331
税金等調整前当期純損失		1,593,749
法人税、住民税及び事業税	139,407	
法人税等調整額	△37,909	101,498
当期純損失		1,695,248
非支配株主に帰属する当期純利益		99,669
親会社株主に帰属する当期純損失		1,794,917

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	4,282,010	3,206,446	328,784	△13,485	7,803,755
当期変動額					
剰余金の配当			△268,184		△268,184
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,794,917		△1,794,917
自己株式の取得				△231	△231
連結範囲の変動			9,000		9,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	△2,054,101	△231	△2,054,333
当期末残高	4,282,010	3,206,446	△1,725,316	△13,716	5,749,422

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	△367,764	3,344	△364,420	-	7,439,335
当期変動額					
剰余金の配当					△268,184
親会社株主に帰属する当期純損失					△1,794,917
自己株式の取得					△231
連結範囲の変動					9,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	36,053	6,845	42,898	200,943	243,841
当期変動額合計	36,053	6,845	42,898	200,943	△1,810,491
当期末残高	△331,711	10,189	△321,521	200,943	5,628,844

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

① 連結子会社の数……………7社

② 連結子会社の名称……………OAK HAWAII RESORT & GOLF, INC.、O a kキャピタルインベ
トメント(株)、スターリング証券(株)、(株)クリスタ、ノースホール
ディングス(株)、(株)ノースエナジー、軽井沢エフエム放送(株)
上記のうち、従来、当社の主たる営業目的である投資育成を目的
としていたため議決権の過半数を自己の計算において所有して
いるにもかかわらず子会社としていなかったノースホールデ
ィングス(株)、(株)ノースエナジー及び軽井沢エフエム放送(株)につ
いて、ノースホールディングス(株)及び(株)ノースエナジーは2019
年4月2日の当社取締役会決議により、軽井沢エフエム放送(株)
は2020年3月26日の当社取締役会決議により、それぞれ当社グ
ループの傘下に入れることを決定したため、連結の範囲に含め
ております。なお、東岳証券(株)は2019年4月1日付で商号をス
ターリング証券(株)に変更しております。

(2) 非連結子会社の状況

① 主要な非連結子会社の名称……………C O(株)

なお、2019年6月3日付で商号をC J(株)からC O(株)に変更して
おります。

② 連結の範囲から除いた理由……………非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上
高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見
合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼして
いないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

① 持分法適用の関連会社の数……………5社

② 持分法適用の関連会社の名称……………クリストフルジャパン(株)、BIG ISLAND HOLDINGS LLC、BIH GOLF
LLC、BIH PROPERTIES LLC、BIH UTILITIES LLC

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

① 主要な会社等の名称……………C O(株)

なお、2019年6月3日付で商号をC J(株)からC O(株)に変更して
おります。

- ② 持分法を適用していない理由……各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
- (3) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった当該他の会社等の名称等
- ① 当該他の会社等の名称……パス㈱、(株)山田平安堂
- ② 関連会社としなかった理由……当社の主たる営業目的である投資育成のために取得したものであり、傘下に入れる目的で取得したものではありません。
- (4) 持分法適用手続に関する特記事項
持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度の計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるOAK HAWAII RESORT & GOLF, INC. 及び(株)ノースエナジーの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

i 売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

ii 満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）を採用しております。

iii その他有価証券

・時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産……主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法を採用しております。ただし、2008年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

- ② 無形固定資産……………定額法を採用しております。
(リース資産を除く)
- ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用
しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒
実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回
収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額
の当連結会計年度負担額を計上することとしております。
- ③ 投資損失引当金……………営業投資有価証券等について、実質価額の下落による損失に備
えるため、健全性の観点から投資先企業の経営成績及び財政状
態を勘案し、その損失見積額を計上することとしております。
- ④ 解体撤去引当金……………将来の太陽光発電所の解体撤去に備えるため、将来発生すると
見込まれる費用負担額を計上しております。
- ⑤ 店舗閉鎖損失引当金……………店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、合理的に見込ま
れる損失額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ① 繰延資産の処理方法
 - 株式交付費……………3年間で定額法により償却しております。
 - 社債発行費……………社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。
- ② 退職給付に係る負債の計上基準

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ③ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。
- ⑤ 営業投資有価証券に係る会計処理

投資事業目的にて取得した有価証券は、営業投資有価証券として計上しております。
- ⑥ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 所有権留保資産及び所有権留保付債務

(1) 所有権留保資産

機械及び装置 192,789千円

(2) 所有権留保付債務

割賦未払金 23,268千円

長期割賦未払金 263,318千円

(注) 割賦未払金は連結貸借対照表上流動負債の「未払金」に含めて表示しており、長期割賦未払金は連結貸借対照表上固定負債の「その他」に含めて表示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 252,629千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	53,675,037	—	—	53,675,037
合計	53,675,037	—	—	53,675,037

2. 配当に関する事項

配当金支払額

株式の種類 普通株式

配当金の総額 268,184千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 5円

基準日 2019年3月31日

効力発生日 2019年6月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の主たる事業は投資銀行事業であります。これらの事業を行うため、当社では主に自己資金によるほか、必要に応じて社債や新株予約権の発行により資金を調達しております。これらの資金により、将来有望な国内外の上場企業並びに非上場企業へ投資を行っております。従って、信用リスク、価格変動リスク、為替リスクを伴う金融資産及び流動性リスクを伴う金融負債を有しているため、会社経営において、リスクの把握と管理が重要であると考えております。そのため、当社は、リスク管理の基本的な事項をリスクマネジメント基本規程として制定しております。この規程の中で、管理すべきリスクの種類を特定するとともに的確な評価を行い、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセスを構築し、実践していくことを定めております。

また、アセットマネジメント事業を営む㈱ノースエナジーにおいては、設備投資等の長期の資金需要に対しては金融機関からの長期の借入及び社債発行にて調達しており、短期的な資金需要に対しては主に金融機関からの短期の借入によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクを伴っております。当社における主な金融資産である営業投資有価証券及び投資有価証券は、主に上場株式及び関係会社株式であります。主に純投資目的及び事業推進目的で保有しておりますが、上場株式については一部売買目的で保有しております。これらの金融資産は、投資先企業の信用リスク及び価格変動リスクを伴っております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが1か月以内の支払期日であります。借入金には運転資金及び設備投資資金に係る資金調達であります。これらの債務は流動性リスクを伴っております。

また、証券事業を営むスターリング証券㈱においては、顧客から預託を受けた預り証拠金（受入保証金）は、未決済の評価損益等を加味した額をもって、顧客分別信託（預託金）として信託銀行の金銭信託で管理しており、スターリング証券㈱及び信託銀行双方の破綻リスクから信託法により保護されております。なお、その運用方法は契約により、安全性の高い金融資産に限定されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、投資先企業の信用リスクに関して、投資規程及び関連諸規則に従い、民間信用調査機関及び案件担当者の企業分析等による情報に基づき投資先企業の状況を定期的にモニタリングしております。なお、緊急を要する重要情報を入手した場合は、取締役会又は投資委員会にて、早急に対応策を協議する体制を構築しております。

② 市場リスクの管理

i 金利リスクの管理

当社は、金利の変動リスクを回避するため、金融負債において固定金利又は無利息による資金調達を中心に行っております。そのため、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用しておりません。

ii 為替リスクの管理

当社グループは、外貨建金融資産及び金融負債について為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。今後、状況に合わせて為替リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行う可能性があります。

当社グループにおいて、外国為替レート（主として、円・米ドルレート）のリスクの影響を受ける主たる金融商品は、ドル建ての銀行預金及びドル建ての関係会社株式であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2020年3月31日時点で、円が対米ドルで5%下落すれば当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は77,698千円増加するものと考えられます。反対に円が対米ドルで5%上昇すれば77,698千円減少するものと考えられます。

iii 価格変動リスクの管理

当社は、投資規程及び関連諸規則に従い、取締役会又は投資委員会において、投資判断を行っております。新規投資案件については、投資先企業のデューデリジェンスにより投資限度額、価格変動リスクの評価を含む投資回収等の投資計画を立案し、取締役会又は投資委員会においてその投資計画の決定を行っております。また、投資先企業に関する経営情報を収集・分析し、リスク状況をモニタリングするとともに、必要に応じ、取締役会及び投資委員会に報告する体制を構築しております。なお、上場株式については、価格変動リスクに備え、新株予約権の引受割合を高くする投資手法に加え、取得価額から20%程度下落した段階で株価の回復可能性等を検討し、売却処分を行うことで価格変動リスクの軽減を図っております。

当社は、主な金融資産である上場株式について新株予約権を効果的に組み合わせて投資を行っていることで、価格変動リスクを低減しているため、これに係る市場リスク量を把握することを重視しておらず、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用しておりません。代表的なリスク分析の計測モデルであるバリュー・アット・リスク（VaR）は、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているため、将来へ向けた事業再生及び新規事業計画の提案を組み合わせた当社の投資手法とは親和性が低いと考えており、これを利用しておりません。

しかしながら、営業投資有価証券に含まれる上場株式については、当社において、株価の価格変動（主として、国内上場銘柄）のリスクの影響を受ける主たる金融資産であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2020年3月31日時点で、TOPIXが15%上昇すれば132,603千円増加するものと考えられます。反対に、TOPIXが15%下落すれば、132,603千円減少するものと考えられます。

iv デリバティブ取引

現在、デリバティブ取引を行っておりません。

③ 流動性（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）リスクの管理

㈱ノースエナジーにおいては、適時に資金繰り計画を作成・更新し、手元資金の流動性を勘案の上、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2. 参照のこと）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,770,878	1,770,878	—
(2) 売掛金	771,769	771,769	—
(3) 営業投資有価証券			
売買目的有価証券	36,209	36,209	—
その他有価証券	1,021,408	1,021,408	—
(4) 預託金	149,352	149,352	—
(5) 関係会社長期貸付金	922,270	930,069	7,798
資産計	4,671,889	4,679,688	7,798
(1) 買掛金	378,959	378,959	—
(2) 短期借入金	903,000	903,000	—
(3) 受入保証金	136,474	136,474	—
(4) 社債（※1）	210,000	209,545	△454
(5) 長期借入金（※2）	463,562	463,986	424
負債計	2,091,996	2,091,965	△30

（※1）1年内償還予定の社債を含んでおります。

（※2）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 預託金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 関係会社長期貸付金

これらは元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 受入保証金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金

これらは元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 営業投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
資 産	
①非上場株式 (※)	
その他有価証券	37,319
関係会社株式	612,374
②新株予約権 (※)	0
資産計	649,694

(※) 非上場株式及び新株予約権については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、2009年12月に代物弁済により取得した不動産（神奈川県）を有しております。また、連結子会社である㈱ノースエナジーでは北海道その他の地域において、主として太陽光発電所向けの賃貸用土地を有しております。なお、代物弁済により取得した不動産は当社で使用せず処分する方針であり、継続的に処分活動を進めておりますが、当連結会計年度末時点において、成約には至っておりません。今後も処分活動を継続し、資金回収を図っていく方針に変更はありません。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
1,414,683	1,336,435

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 101円23銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 33円46銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,677,281	流 動 負 債	94,025
現金及び預金	1,365,220	リース債務	962
売掛金	136,777	未払金	38,397
営業投資有価証券	1,067,017	未払費用	10,383
前払費用	24,020	未払法人税等	29,633
関係会社短期貸付金	18,000	預り金	10,071
未収入金	121,676	その他	4,578
その他	48,857	固 定 負 債	108,166
貸倒引当金	△104,288	リース債務	242
固 定 資 産	3,660,795	繰延税金負債	3
有形固定資産	37,339	退職給付引当金	97,819
建物	6,304	資産除去債務	10,101
車両運搬具	2,000	負 債 合 計	202,192
工具、器具及び備品	28,253	(純 資 産 の 部)	
リース資産	780	株 主 資 本	6,467,596
無形固定資産	610	資本金	4,282,010
投資その他の資産	3,622,845	資本剰余金	3,206,446
投資有価証券	2,500	資本準備金	2,957,049
関係会社株式	710,612	その他資本剰余金	249,397
関係会社長期貸付金	2,470,206	利益剰余金	△1,007,143
投資不動産	313,545	利益準備金	35,500
その他	125,981	その他利益剰余金	△1,042,643
資 産 合 計	6,338,077	繰越利益剰余金	△1,042,643
		自 己 株 式	△13,716
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△331,711
		その他有価証券評価差額金	△331,711
		純 資 産 合 計	6,135,885
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,338,077

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		421,431
売 上 原 価		1,136,146
売 上 総 損 失		714,714
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		825,503
営 業 損 失		1,540,218
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	38,727	
そ の 他	4,976	43,703
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21	
為 替 差 損	41,913	
貸 倒 損 失	37,000	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	104,288	
そ の 他	81	183,305
経 常 損 失		1,679,820
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益		169,403
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	510	
減 損 損 失	622	1,132
税 引 前 当 期 純 損 失		1,511,549
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,730	
法 人 税 等 調 整 額	△1,889	△158
当 期 純 損 失		1,511,390

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計		
当期首残高	4,282,010	2,957,049	249,397	3,206,446	35,500	736,932	772,432	△13,485	8,247,403
当期変動額									
剰余金の配当						△268,184	△268,184		△268,184
当期純損失						△1,511,390	△1,511,390		△1,511,390
自己株式の取得								△231	△231
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△1,779,575	△1,779,575	△231	△1,779,807
当期末残高	4,282,010	2,957,049	249,397	3,206,446	35,500	△1,042,643	△1,007,143	△13,716	6,467,596

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△367,764	△367,764	7,879,639
当期変動額			
剰余金の配当			△268,184
当期純損失			△1,511,390
自己株式の取得			△231
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	36,053	36,053	36,053
当期変動額合計	36,053	36,053	△1,743,753
当期末残高	△331,711	△331,711	6,135,885

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

売買目的有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）を採用しております。

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、2008年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。
（リース資産を除く）

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 投資損失引当金……………営業投資有価証券等について、実質価額の下落による損失に備えるため、健全性の観点から投資先企業の経営成績及び財政状態を勘案し、その損失見積額を計上することとしております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費…………… 3年間で定額法により償却しております。

(2) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) 営業投資有価証券に係る会計処理

投資事業目的にて取得した有価証券は、営業投資有価証券として計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	161,526千円
2. 保証債務	
以下の関係会社の債務に対し債務保証を行っております。	
株クリスタ	6,786千円
3. 関係会社に対する金銭債権、債務	
関係会社に対する短期金銭債権	187,006千円
関係会社に対する長期金銭債権	81,051千円
関係会社に対する短期金銭債務	13,996千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	25,557千円
販売費及び一般管理費	194,576千円
営業取引以外の取引高	40,107千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	38,090	1,798	—	39,888

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	1,297,336千円
営業投資有価証券評価損	163,284千円
関係会社株式評価損	216,083千円
その他有価証券評価差額金	101,569千円
その他	81,961千円

繰延税金資産小計 1,860,235千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 Δ 1,297,336千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 Δ 562,662千円

評価性引当額小計 Δ 1,859,998千円

繰延税金資産合計 236千円

繰延税金負債

資産除去債務（固定資産） Δ 236千円

営業投資有価証券 Δ 3千円

繰延税金負債合計 Δ 239千円

繰延税金資産（ Δ は負債）の純額 Δ 3千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	OAK HAWAII RESORT & GOLF, INC.	(所有)直接 100.00%	資金の貸付 役員の兼任 (3名)	資金の貸付	177,129	関係会社 長期貸付金	1,983,604
				利息の受取 (注) 1	31,270	投資その 他の資産 のその他	81,027
子会社	(株)クリスタ	(所有)直接 100.00%	資金の貸付 役員の兼任 (2名)	資金の貸付	47,000	関係会社 短期貸付金 (注) 2	12,000
				利息の受取 (注) 1	2,013	その他流 動資産	0
子会社	ノースホー ルディング ス(株)	(所有)直接 100.00%	資金の貸付 役員の兼任 (3名)	資金の貸付	13,294	関係会社 長期貸付金	456,601
				利息の受取 (注) 1	4,961	投資その 他の資産 のその他	24
子会社	O a k キャピタル インベスト メント(株)	(所有)直接 100.00%	業務の委託 役員の兼任 (2名)	業務委託費 の支払 (注) 3	190,231	未払金	13,735

(注) 1. 資金の貸付に伴う利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. (株)クリスタは、同社が営む店舗を閉鎖し、休眠化することを決定したことから、同社への貸付金総額215,000千円に対し、当事業年度において貸倒引当金166,000千円を充当するとともに回収が見込まれる12,000千円を除く37,000千円を貸倒損失に計上しております。

3. 業務委託費の支払については、両社の合意に基づく契約条件に従い、決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 114円40銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 28円18銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

O a k キャピタル株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 小 倉 明 ⑩

業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 柳 吉 昭 ⑩

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、O a k キャピタル株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、O a k キャピタル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

O a k キャピタル株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 小 倉 明 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 柳 吉 昭 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、O a k キャピタル株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第159期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第159期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

O a k キャピタル株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	高 橋 英 也	⑩
監査役 (社外監査役)	坂 井 眞	⑩
監査役 (社外監査役)	廣 瀬 元 亮	⑩
監査役 (社外監査役)	上 野 園 美	⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

1. 提案の理由

2020年3月期の繰越利益剰余金は、1,042,643,332円の欠損が生じております。このような状況を踏まえ、繰越利益剰余金の欠損を解消し、早期に財務体質の健全化を図り、復配を可能とする体制を整えるとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性を確保するために、以下のとおり、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行いたいと存じます。

2. 資本準備金の額の減少に関する事項

会社法第448条第1項の規定に基づき、以下のとおり、資本準備金の額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金 1,457,049,133円

(2) 増加する資本剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,457,049,133円

(3) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2020年6月25日

3. 剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の増加の効力発生を条件に、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損を填補したいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,042,643,332円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,042,643,332円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、2020年3月31日付けで軽井沢エフエム放送株式会社を当社の連結子会社化したことから、同社の行う事業を、当社の現行定款第3条の事業目的に追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線____は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~55. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>56. (条文省略)</p>	<p>第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~55. (現行どおり)</p> <p><u>56. 放送法、電波法による一般放送事業</u></p> <p><u>57. 放送番組の制作及び販売</u></p> <p><u>58. 書籍出版、録音、録画、音盤等の企画制作及び販売</u></p> <p><u>59. 映画、音楽、美術等の文化事業及びスポーツ事業の企画制作、興行</u></p> <p><u>60. 放送関連技術、放送用コンピューター、通信機器に関するソフトウェア開発ならびに販売及びその利用、技術開発指導の受託</u></p> <p><u>61. 著作権、著作権隣接権及び興行所有権の取得、譲渡ならびに使用の許諾</u></p> <p><u>62. 著作物、商標等の使用権の販売及びこれらを複製使用した録音テープ、録画テープ、ビデオディスク、レコード、磁気カード、日用雑貨、スポーツ用品、衣料品、室内装飾品等の販売</u></p> <p>63. (現行どおり)</p>

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名（うち社外監査役2名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	高橋英也 (1940年11月17日生)	1997年6月 当社取締役管理本部長 2003年6月 当社取締役管理財務本部長 2004年11月 当社取締役経理部長 2005年6月 当社常勤監査役（現任）	8,299株
2	坂井眞 (1957年2月21日生)	1986年4月 弁護士登録（名古屋弁護士会） 1989年4月 東京弁護士会登録替え 2001年6月 当社社外監査役（現任） 2010年9月 株式会社デジタルガレージ社外監査役 2016年9月 同社社外取締役・監査等委員（現任） (重要な兼職) 弁護士 株式会社デジタルガレージ社外取締役・監査等委員	一株
3	上野園美 (1966年1月24日生)	2000年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 2006年12月 公認会計士登録 2016年6月 当社社外監査役（現任） (重要な兼職) 弁護士 公認会計士	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 坂井眞氏及び上野園美氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、社外監査役候補者の坂井眞氏及び上野園美氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、選任された場合は引き続き独立役員として指定する予定です。
4. 監査役候補者の選任理由等及び監査役との責任限定契約
- (1) 監査役候補者の選任理由等
- ① 高橋英也氏は、当社の元取締役経理部長であり、その財務・会計に関する知見から引き続き当社の常勤監査役として当社の会計監査・業務監査の実効性強化が期待できると判断し、監査役として選任をお願いするものであります。

② 坂井眞氏は、これまで直接会社経営に関与した経験はありませんが、永年弁護士として培われた専門的な知識・経験等から、引き続き当社の社外監査役として経営陣からは独立した立場で、会社の業務執行に対する監査・監査機能の強化への貢献が期待できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって19年となります。

③ 上野園美氏は、これまで直接会社経営に関与した経験はありませんが、永年弁護士・公認会計士として培われた専門的な知識・経験等から、引き続き当社の社外監査役として経営陣からは独立した立場で、会社の業務執行に対する監査・監査機能の強化への貢献が期待できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

(2) 監査役との責任限定契約

高橋英也氏、坂井眞氏及び上野園美氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項による損害賠償責任を限定する契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合、引き続き同内容の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
おおたのぶひろ 太田信廣 (1950年3月17日生)	1996年3月 エルエムフーズ株式会社 2002年10月 当社投資事業本部 2012年5月 当社投資管理室 2015年4月 当社投資・運用管理室(現任)	2,300株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者が監査役に就任した場合は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。

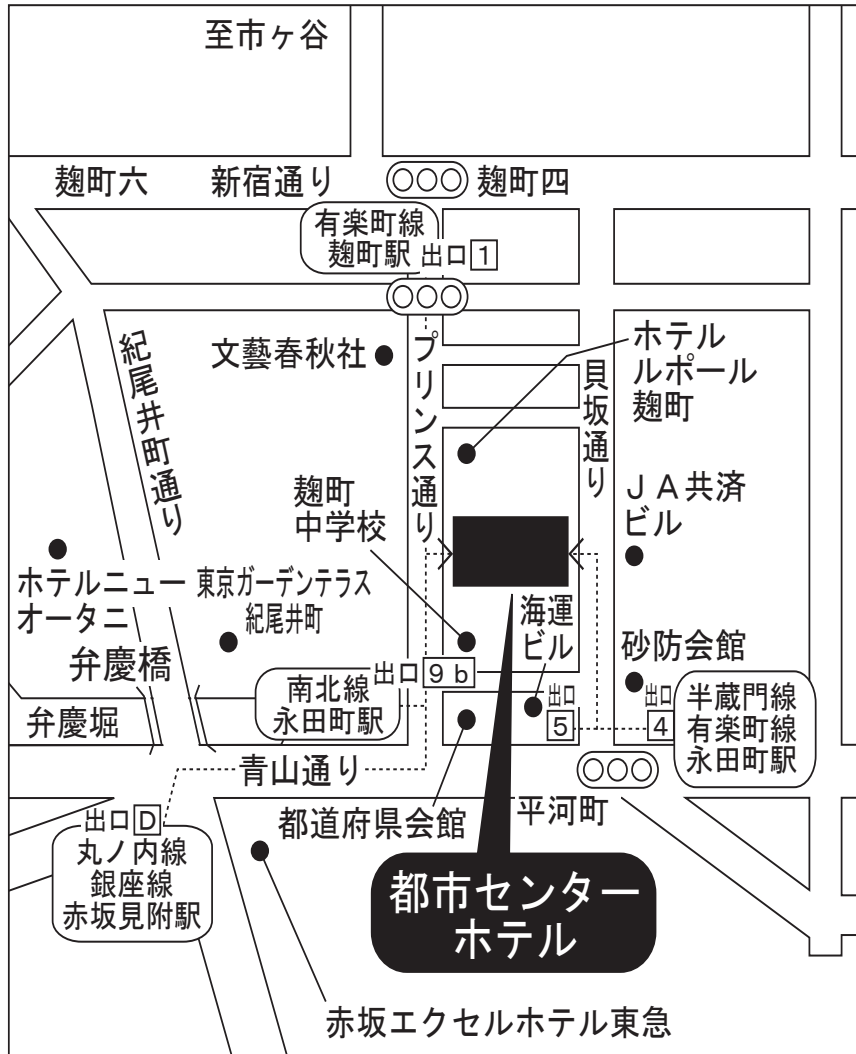
以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区平河町二丁目4番1号

都市センターホテル（日本都市センター会館内）3階
コスモスホール I

TEL (03) 3265-8211



交通機関と所要時間

- 地下鉄 麴町駅（有楽町線）1番出口（半蔵門方面出口）より徒歩約4分
- 地下鉄 永田町駅（有楽町線・半蔵門線）5番出口より徒歩約4分
- 地下鉄 永田町駅（南北線）9b番出口より徒歩約3分
- 地下鉄 赤坂見附駅（丸ノ内線・銀座線）D出口より徒歩約8分